

一般廃棄物処理業者に対する行政処分について

川崎市は、令和6年2月6日付けで一般廃棄物処理業者1社に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、次のとおり一般廃棄物収集運搬業取消の行政処分を行いましたので報告します。

次の一般廃棄物処理業者の役員であった者は、覚醒剤取締法に違反したことにより、令和2年6月10日に横浜地方裁判所において懲役2年（執行猶予4年）の判決を受け、同月25日に刑が確定していたことが、令和6年1月25日付けの神奈川県での行政処分により判明いたしました。

このことは、法で規定する許可の欠格要件に該当するため、許可の取消処分を行いました。

- 1 名 称 川崎工苑建設株式会社（かわさきこうえんけんせつかぶしがいしゃ）
代表取締役 目代 洋子
- 2 住 所 川崎市宮前区馬絹三丁目16番23号
- 3 許可の種類 一般廃棄物収集運搬業
- 4 許可番号 第0137号

【問合せ先】

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課 入江
電話：044-200-2592